

府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について

令和3年8月18日

大阪府教育庁

1 基本的な考え方について

府内における新型コロナウイルス感染状況については、既存株に比べ感染力の強い変異株（デルタ株）への置き換わりが進む中、新規感染者数が急増しており、学校関連での集団感染事例も複数確認されている（別添1の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料「第5波における大学・学校関連クラスターの内訳」参照）。

このような状況を踏まえ、府立学校においては、子どもたちの健やかな学びを保障するため、通常形態で教育活動を継続するが、今後、ますます府内における変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、児童生徒等間の感染から家庭内感染へと広がる懸念等もあることから、感染リスクの高い教育活動は実施しない等の制限を行い、徹底した感染症対策に取り組む。

2 2学期に向けた対策について

(1) 感染症対策の再徹底

授業再開にあたっては、あらかじめ教職員等に対し本別紙の内容及び「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（教保第2197号）（府立支援学校にあつては、「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」（教支第1260号）を含む。）を周知するとともに、感染リスクの高い教育活動は行わないなど、感染症対策をあらためて徹底する。加えて、児童生徒等に対し、マスクの着用、手洗い及び換気等の基本的な感染症対策を徹底すること、毎日の健康観察を行い体調が悪い時には無理せず自宅で休養すること、下校時等の児童生徒どうしによる飲食を厳に慎むこと等、再度指導を徹底する。

(2) 臨時休業中のオンラインを活用した学びの保障等の準備

校内で陽性者が確認され、臨時休業となった場合に、速やかにオンラインを活用した学びの保障や健康観察、心身のケア等を行えるよう、あらかじめ各校において必要な準備を行う。詳細は別途指示する。

オンラインを活用した学びの保障等の実施に向けた準備内容の主なもの

- ・オンライン活用の試行実施及び点検
- ・Wi-Fiルーター、パソコン等の貸出を要する対象児童生徒の確認
- ・オンラインで活用する各種教材等に関する事前準備 など

3 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底する。常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気を行う。

(2) 健康観察の徹底

児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。児童生徒等については、別添2の「けんこうかんさつカード」等を活用し、日々の健康状態を把握するとともに、体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。

また、登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。

教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。

(3) 給食・食事時の指導や食堂の利用

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。

(4) 食堂における感染症対策

食堂運営事業者と協議・相談の上、食堂での感染予防策を徹底する。

なお、感染予防策の実施にあたっては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～（令和2年12月25日）」のP. 34～35を参照すること。

とりわけ、以下の点について留意すること。

- ・テーブル上やカウンターでのパーテーションの設置等、飛沫感染を防ぐための対策を行う。
- ・換気を徹底するとともに、CO₂モニターを設置するなど換気の状態を確認する。
- ・座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等、密着・密集を防ぐための座席配置を行う。

4 教育活動上の対応について

(1) 感染リスクの高い教科活動

以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の楽器演奏」（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避ける。また、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空ける。

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。

（「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月17日、文部科学省事務連絡）の4参照）

(3) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、「児童生徒等が長時間にわたり密集又は近距離で行う活動」「近距離で一斉に大声を出す活動」に加え、マスクを外すため飛沫感染のリスクが高まる「模擬店など飲食物を提供する活動」を含め、感染リスクの高い活動は行わない。ただし、文化祭の劇や体育祭の応援合戦等、大声を出す活動等は、近距離での向かい合っでの発声を避けるよう指導するとともに、室内では換気を徹底したうえで、演者と観客との間、演者と演者との間に十分な身体的距離を確保するなどの対策を講じたうえで実施してもよい。

また、保護者等の来場者については、行事の趣旨や会場の収容人数等を踏まえ、例えば、会場内での身体的距離について1メートル程度又は座席1席分以上の間隔を確保できるよう、必要に応じて人数を制限する。

(4) 府県間の移動や泊を伴う教育活動

9月1日以降に実施する府県間の移動や泊を伴う教育活動は原則延期する。

延期が困難な場合は、感染症対策を徹底したうえで、次のア～ウの条件を満たした場合にのみ実施を可とする。

ア 旅行（移動）先の都道府県知事等が大阪からの受入れを拒否していない。

イ 事前に旅行会社等を通じ滞在先の保健所に確認した際、現地の医療提供体制のひっ迫状況を理由に、滞在先で陽性と判明した児童生徒等や教職員の受入れが困難であるとの見解が示されていない。

ウ 修学旅行等、府県間の移動及び泊を伴う教育活動については、参加する児童生徒等及び引率する教職員について、事前にPCR検査を行う（令和3年8月12日付け教高第2436号「緊急事態宣言期間中の修学旅行等実施前におけるPCR検査について」参照）。

なお、延期が困難であり、やむを得ず修学旅行等泊を伴う教育活動を実施する場合は、「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」の内容を踏まえ、慎重に判断するとともに、実施する場合は、現地でのアクティビティ、食事、入浴、就寝前等あらゆる場面において「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）p.30～31」を参照して、感染症対策を徹底する。

(5) 部活動

府内外を問わず、合宿や他校との練習試合（合同練習を含む。）等を行わない。

活動する際は、『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）「部活動に関する留意事項」p.31～33』を再度徹底するとともに、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。ただし、公式な大会等（※1）への出場に向けて、事故防止の観点から、これらの活動を行う必要がある場合は、最小限にとどめること。

（※1）公式な大会等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会やコンクール等

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないと同時に、こまめに消毒すること。

エ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をする事自体を控えるよう、特に指導を徹底すること。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。

カ その他、別添の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月17日、文部科学省事務連絡）の別紙2の内容に留意すること。

5 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年7月14日付け教保第1599-2）の内容等を含め、新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症が感染拡大していること、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重する。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、「6 児童生徒等に対する学びの保障等について」のとおり個別に対応する。

また、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安を感じて登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障等を行うことについて、改めて周知徹底を図ること。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。

6 児童生徒等に対する学びの保障等について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等に対する学びの保障等について

児童生徒等の状況に応じた学びの保障等を行っていくことが重要であり、その際には、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを活用した支援（※2）を行う。

また、濃厚接触者等に特定された児童生徒等についても、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、同様の支援を実施する。

(2) 臨時休業となった際の学びの保障等について

臨時休業となった場合、児童生徒等に対し、学びの保障等を行っていくことが必要であり、休業期間の長短に関わらず、準備ができた教科・科目等から積極的にオンラインを活用した支援（※2）等を行う。

（※2） オンラインを活用した支援例

- ア Google MeetやZoom等を用いた同時双方向型での支援
- ・教室で行っている授業を配信

- ・登校しない児童生徒等を対象とした講義
- ・質問対応
- ・ホームルームや個別懇談
- イ Youtube等を用いたオンデマンド型での支援
 - ・授業を録画して配信
 - ・課題のポイントを解説した動画の配信
- ウ Google Classroom等を使った支援
 - ・課題を送受信
 - ・チャット機能を用いた質問対応

7 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業について

学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかについては、教育庁が保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえて検討し判断する。

臨時休業を実施する場合は、原則として当該学校の全部を休業とするが、状況に応じて、保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえ、例えば、学校再開の判断において課程や学年等別に必要な期間を設ける場合もある。（「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）」p.41～42）

なお、臨時休業となった際の児童生徒等に対する学びの保障等については、上記6（2）を参照すること。

8 参考資料等

【教育活動等全般について】

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

（令和2年12月25日付け 教保第2197号）

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

（令和3年5月10日付け 教支第1260号）

【授業や学校行事等について】

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」

（令和2年12月10日付け 教高第3162号）

「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」

（令和2年12月3日付け 教高第2271-2号）

「緊急事態宣言期間中の修学旅行等実施前におけるPCR検査について」

（令和3年8月12日付け 教高第2436号）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

（令和3年8月17日付け 事務連絡（文部科学省））

【部活動等について】

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

（令和3年1月8日付け 教保第2310号）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

（令和3年8月17日付け 事務連絡（文部科学省））

【児童生徒等の心のケア等について】

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」

（令和3年7月14日付け 教保第1599-2）

【臨時休業の判断等について】

「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応の改訂について（通知）」
（令和３年２月24日付け 教保第1480-２号）